

いしかわの森づくり検討委員会

「中間とりまとめ」の概要について

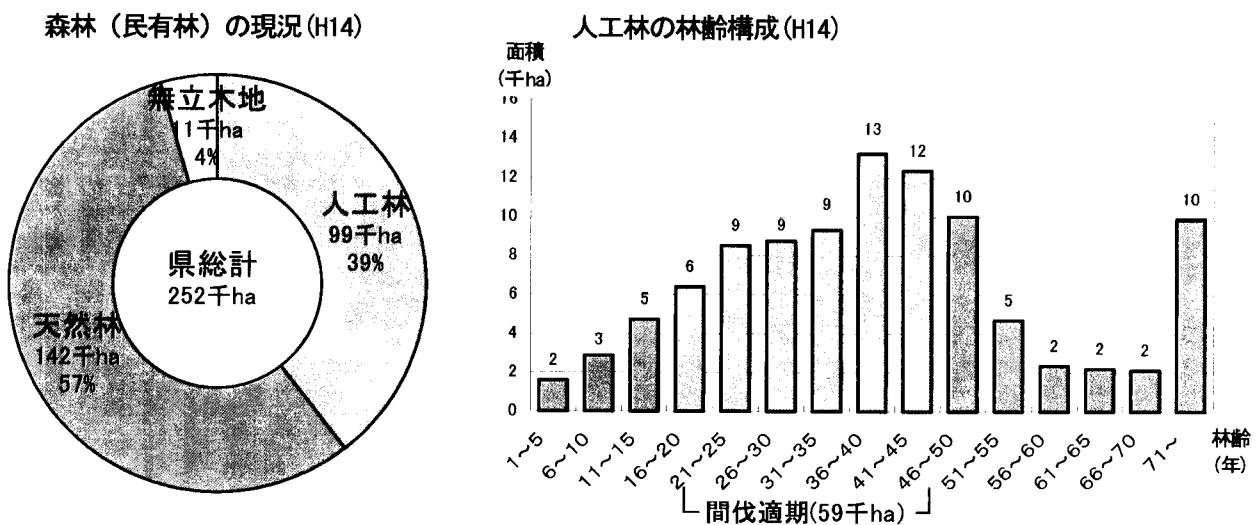
	頁
1 森林の状況	1
2 森林の課題	1
3 森林の整備に関する制度の概要	2
4 石川県（民有林）における間伐の実施状況	3

<参考>

森林の整備・保全制度等概要図	4
森林の整備・保全に係る主な制度等とその財源等	5

1 森林の状況

- 戦後の荒廃林地の復旧等のため積極的に造林が進められた結果、県内の民有林には約 99 千 ha (民有林の約 4 割) の人工林が造成
 - ・人工林では、約 59 千 ha (約 6 割) が間伐を必要とする林齢 (16~45 年生)
 - ・天然林では、大部分が自然の推移に委ねられており、近年では自然環境や景観、保健休養の場として関心が高まり



2 森林の課題

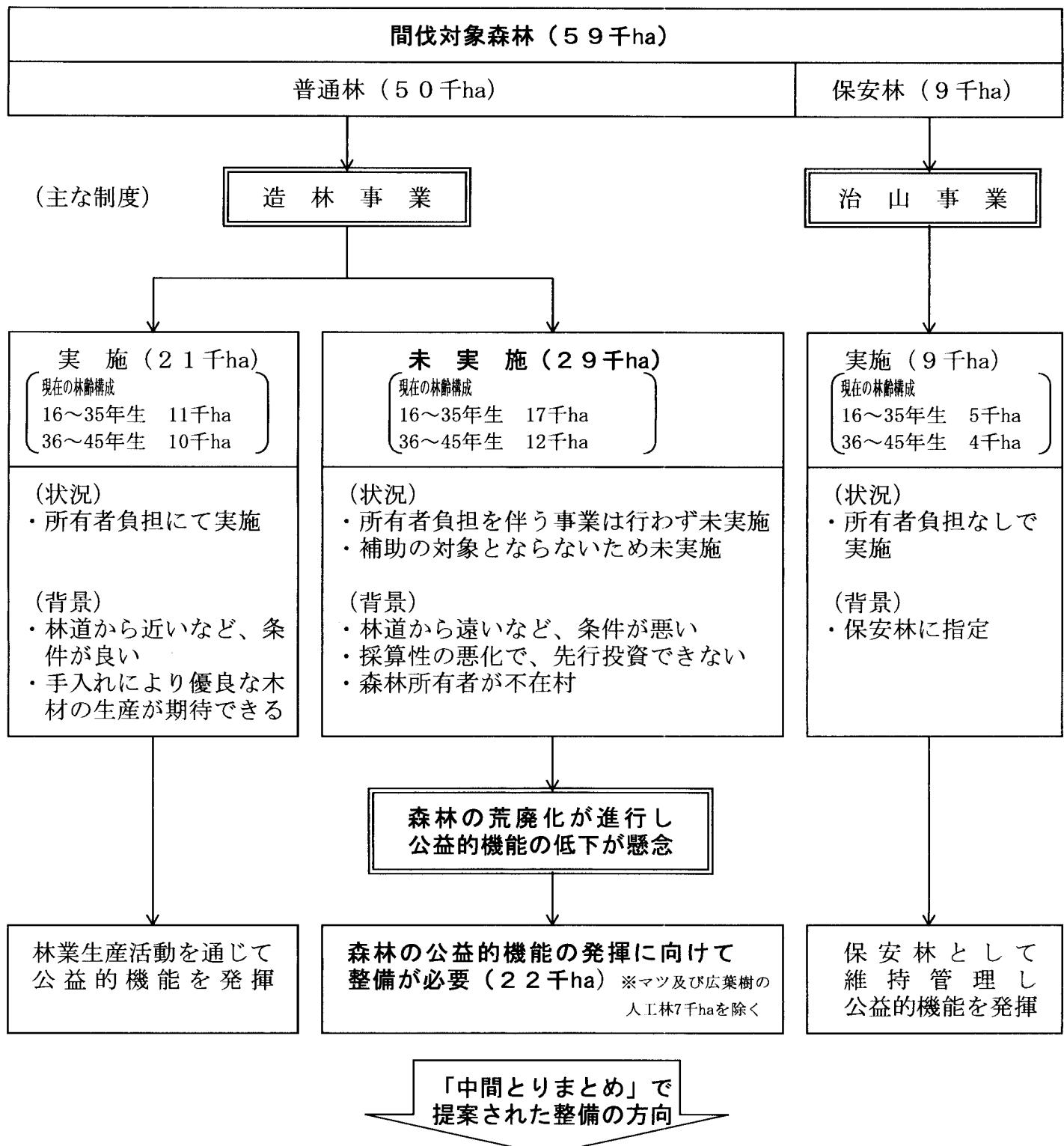
- 林業の採算性の悪化や不在村森林所有者の増加等を背景に、間伐などの手入れが行き届かない人工林の増加が大きな問題
これに加え、薪炭が使われなくなったことなどを背景に、放置された里山や竹林の増加のほか、マツクイムシによる被害木なども問題
- 森林の多様な機能が十分に発揮されるためには、森林が常に健全な状態に保たれている必要があり、人工林については、天然林と異なり、間伐などの手入れが不可欠
- 過去 20 年間に間伐の対象となっていた森林は 59 千 ha で、このうち間伐が行われたのは 30 千 ha にとどまっており、少なくとも 29 千 ha は間伐が一度も行われず手入れ不足
- このような森林を今後も放置し続ければ、森林は荒廃し、水源のかん養や山地災害の防止といった公益的機能の低下を招き、県民生活への影響も懸念
一旦荒廃した森林を再生するには、更に多額の投資と長い年月が必要となることから、早急に整備を行うことが重要

3 森林の整備に関する制度の概要

間伐等の森林整備のための主な制度

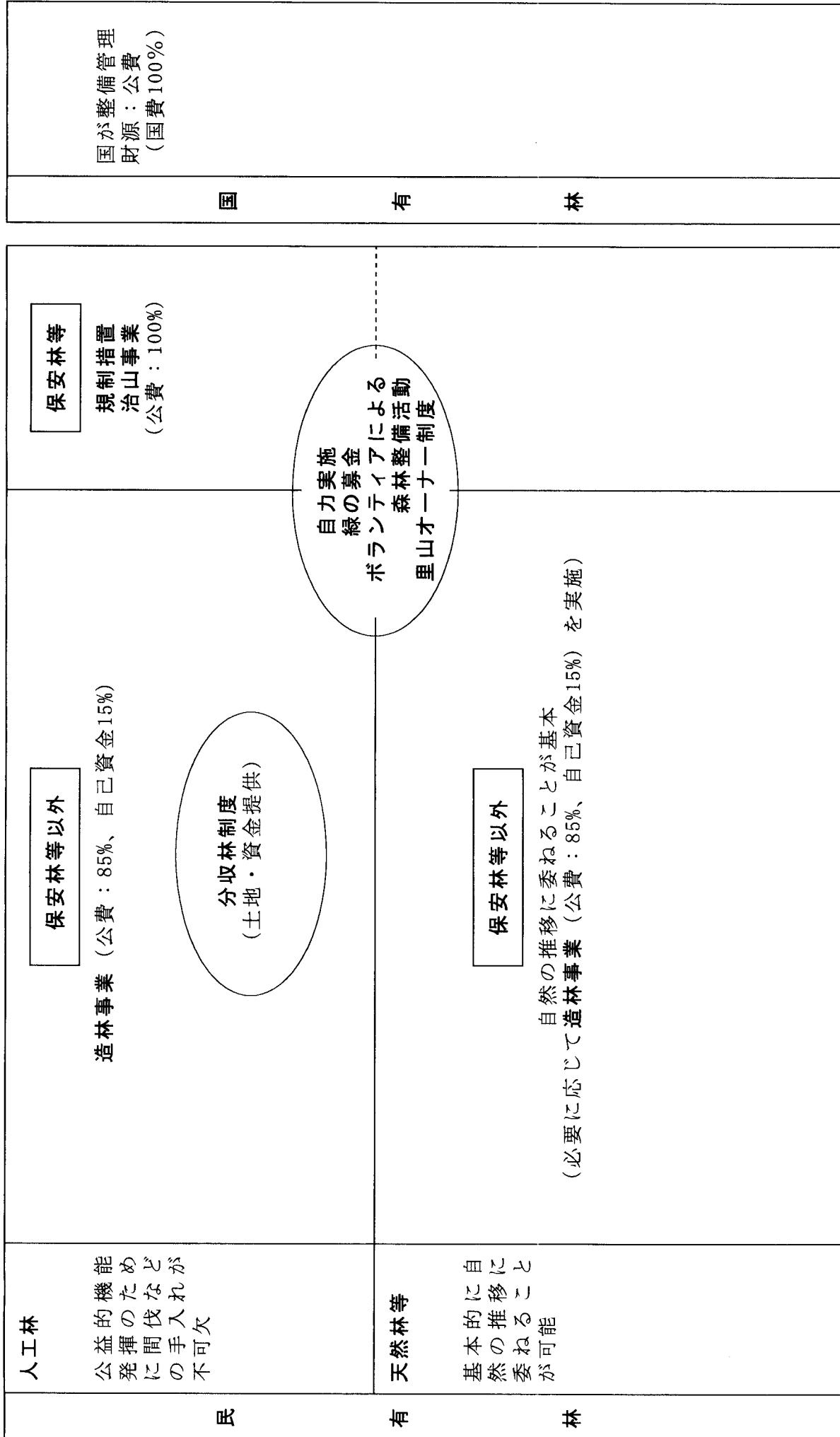
区分	造林事業	治山事業
事業の特性	<u>林業という経済行為を前提に、所有者負担を伴い森林整備を行う制度</u>	<u>伐採制限等の私権の制約がある保安林を対象に、必要に応じて所有者負担なしで県が森林の整備・保全を図る制度</u>
事業内容	苗木の植え付け、保育、除間伐等を行い森林を育成	治山ダム等の構造物の施工と併せ、森林の復旧、保育等を行い森林を維持造成
事業主体	地方公共団体、森林所有者から委託を受けた森林組合等	県
対象森林 (間伐関係)	1 施行地0.1ha以上で、林齢が16～35年生の森林（間伐等3ヵ年対策(H17～19)では36～45年生の一部も対象） <u>原則36～45年生は対象から除外</u>	林齢が16～40（最大50）年生の保安林
補助率及び 所有者負担 (間伐関係)	<u>補助率：85%</u> （国：51%、県：34%） (注) 組合等に委託の場合、 別途手数料10～20%が必要 <u>所有者負担：あり</u>	<u>補助率：100%</u> （国：50%、県：50%） <u>所有者負担：なし</u>
近年の事業 実施状況 (間伐関係)	H15：2,377ha (655百万円) (うちH14経済対策補正継続711ha(191百万円)) H14：1,419ha (512百万円) H13：1,487ha (488百万円)	H15：627ha (242百万円) H14：367ha (174百万円) H13：327ha (173百万円)
事業推進上の課題	<u>森林整備の推進は、森林所有者の經營管理意欲に委ねられており、木材価格の低下などの採算性の悪化等により事業が停滞しやすい</u>	<u>保安林に指定されれば指定目的の消失などの理由がない限り解除ができず、自由に伐採できないことなどから、所有者は指定に慎重</u>

4 石川県（民有林）における間伐の実施状況



○水源地域等 ・所有者負担を求めず整備 ・協定を締結 (広葉樹との混交林に誘導) (一定期間の皆伐禁止)	○県民理解の醸成 ・森林に対する県民理解の推進 ・県民参加の森づくりの推進 ・県民提案型事業の実施
○水源地域等以外 ・原則現行制度の対象とならない36～45年生を対象に助成制度を創設 ・協定を締結 (一定期間の皆伐禁止)	

森林の整備・保全制度と財源等概要図



森林の整備・保全に係る主な制度等とその財源等

対象森林		保全・整備の制度等	財源等
人工林 多面的機能発揮のためには、適切な手入れが必要	保安林等	<ul style="list-style-type: none"> ・規制措置 ・森林法等に基づく伐採規制等による保全 ・治山事業 機能の低下した保安林の整備 	法規制 公費：100%（国50%・県50%）
	保安林等以外	<ul style="list-style-type: none"> ・造林事業（原則35年生以下の森林） 植樹、育林（下刈、除伐、間伐、枝打ち等） ・分収林制度 森林の造成について、土地所有者、育林者（資金提供者）が契約を結び、将来の伐採取入を一定の割合で分配する制度 	公費：85%（国51%・県34%） 土地所有者（土地提供） 育林者（資金提供）
天然林等 基本的には自然の推移に委ねる	保安林等	<ul style="list-style-type: none"> ・規制措置 ・森林法等に基づく伐採規制等による保全 ・治山事業 機能の低下した保安林の整備 	法規制 公費：100%（国50%・県50%）
	保安林等以外	<ul style="list-style-type: none"> ・造林事業 複層林改良（天然稚幼樹育成、不用萌芽除去、不良木の淘汰等） 	公費：85%（国51%・県34%）
人工林及び天然林等		<ul style="list-style-type: none"> ・自力実施 森林所有者及びその家族による整備・管理 	自己資金及び自家労働力
		<ul style="list-style-type: none"> ・緑の募金 ボランティア団体及び緑の少年団等の活動支援、苗木の配布等 	県民（募金）
		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアによる森林整備活動 里山保全のための活動を楽しみながら行い身近な自然の大切さ等を学ぶ（植樹、下刈、不用木竹の除去） 	県民（労働力提供）
		<ul style="list-style-type: none"> ・里山オーナー制度 都市住民が里山を定期間借り受け、森の手入れと利用を行う 	県民（利用料）